

第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)

資料1-1

1 計画策定の目的

計画期間中に、団塊の世代が75歳に到達する令和7年(2025年)を迎えます。さらに団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22年(2040年)を見据え、健康寿命の延伸と、年齢を重ねても住み慣れた地域で共に支え合いながら、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを目指すため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画を一体的に策定するものです。

また、上位計画である「鳥取市総合計画」の介護保険事業・高齢者福祉に関する個別計画です。

第8期計画からは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を内包しています。

3 計画期間

令和6年度～令和8年度(3年間)

4 計画の策定体制

「鳥取市介護保険等推進委員会」で計画原案作成(令和5年7月19日から5回開催)

5 スケジュール

- 12月 市民政策コメント(1月9日まで)
- 1月 第5回鳥取市介護保険等推進委員会(最終案の協議)
- 2月 鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会開催(答申案審議・答申)、2月定例会に介護保険条例改正案に係る議案を提出

6 計画の基本理念と基本方針

○基本理念 《住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり》

○基本方針 《1:健康づくりと「リエイブルメント」による介護予防の実現 2:自己実現を可能にする環境づくり 3:未来にわたり持続可能な制度づくり》

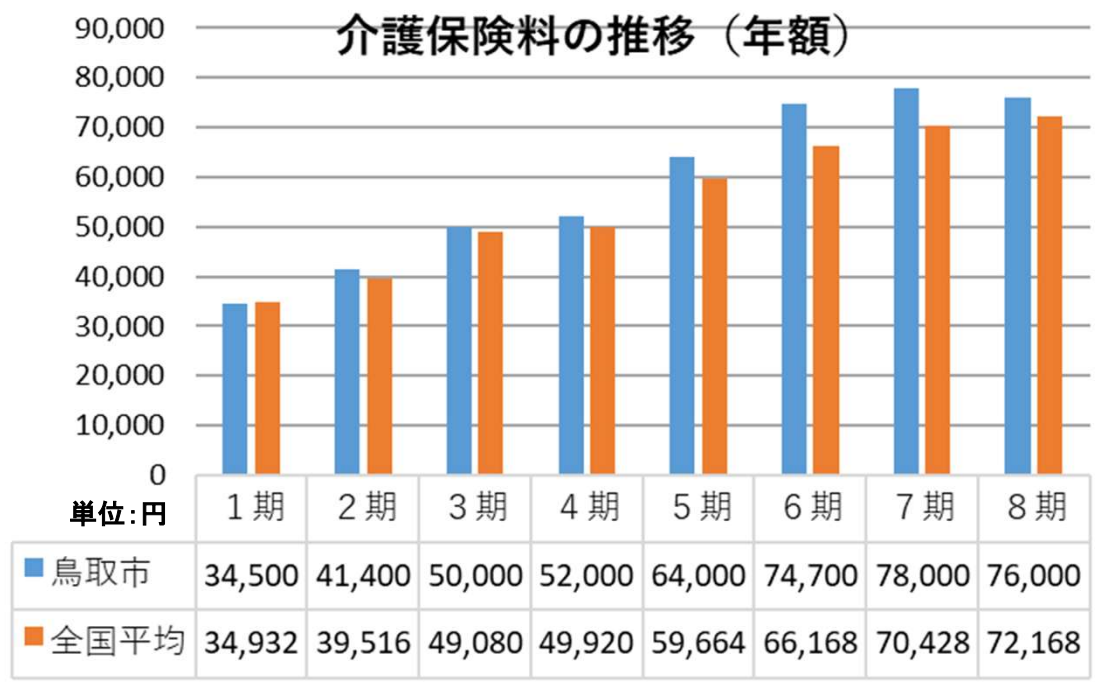
7 介護保険料の算出

介護保険料は、計画期間の3年間における高齢者人口や要介護認定者数の推計等を基に保険給付量を見込み算出します。

令和5年12月22日付で国より示された、令和6年度報酬改定等の内容を反映し、本市の案をお示しします。

介護保険料の推移と第9期計画の施策体系

介護保険料の推移（年額）



1期：H12～H14 2期：H15～H17 3期：H18～H20 4期：H21～H23
5期：H24～H26 6期：H27～H29 7期：H30～R02 8期：R03～R05

【施策体系】

（施策体系の考え方）

ロジックモデルを活用し、基本理念を実現するための、3つの基本方針を定め、それぞれ3つの基本方針を実現するために、10の施策目標を設定、施策目標達成のため49の施策の方向性を定め、それぞれ成果指標（アウトカム）を設定し、各事業・取組を推進する。

（重点的に取組むテーマ）

（1）高齢者の社会参加とリエイブルメント、（2）認知症本人や家族の想いに応える、認知症とともに生きる社会づくり、（3）高齢者等の意思や尊厳が守られる権利擁護の取組、（4）地域包括支援センターの機能強化と関係者間の連携強化、（5）介護人材対策

【施策体系図】

